

令和 年 月 日

税理士 阿部 浩章 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

税務書類の作成に必要な個人番号等届出書

私は、貴殿に対し税務代理（税理士法第2条第1項第1号）及び税務書類の作成（税理士法第2条第1項第2号）を委嘱したことに伴い、提出の要請を受けました個人番号及び番号確認書類について、下記のとおりお届け出します。

記

1. 税務書類を提出する者（納税者本人）の個人番号

氏 名	個人番号記入欄（12桁）	確認	番号確認書類
		<input type="checkbox"/>	A・B・C・D

2. その他提供が必要な者の個人番号

氏 名	続柄（※）	個人番号記入欄（12桁）

※「続柄」欄には1に記載する者との続柄を記載してください。

以上

## 【記入に当たっての注意事項】

(注1) 「2. その他提供が必要な者の個人番号」欄は、本人以外に記入の必要がない場合には、空欄のままご提出下さい。

(注2) 「確認」欄は、委嘱された税理士がチェック用に使用しますので、何も記入しないで下さい。

(注3) 番号確認書類は、下表の区分のいずれかのコピーを添付し、表の「1. 税務書類を提出する者(納税者本人)の個人番号」右欄の該当欄に○を付して下さい。

表-番号確認書類の区分

区分	番号確認書類(※1)の内容
A	個人番号カード(裏面)
B	通知カード
C	個人番号が記載された住民票の写し(※2)
D	個人番号が記載された住民票記載事項証明書(※2)

※1 上記以外の番号確認書類の詳細については国税庁の告示をご参照下さい。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kokuji/index.htm>

※2 個人番号が記載された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」を発行する場合は、申請の際、本人が個人番号を記載する旨を希望することが必要となりますのでご留意下さい。

(注4) 以下の方は、原則として、納税者が直接本人であることを確認(本人確認)することになるため、個人番号の記載のみで足りません。したがって、これらの方の「番号確認書類」の提出は不要となります。

- ・ 所得税等の申告において、控除対象となる配偶者及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)
- ・ 所得税等の申告において、専従者給与の対象となる青色事業専従事業者、専従者控除の対象となる白色事業専従事業者

(注5) 提供された「番号確認書類」は、委嘱を受けた業務のみに使用します。また、必要な事務終了後、税理士事務所において速やかに廃棄処分します。